（四）隣接施行敷地の所有権又は借地権を有する者のうち、次に掲げる者に関する事項（法第58条第１項第19号）
イ　権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、再生後マンションの区分所有権及び敷地利用権を与えられない者
ロ　権利変換期日において当該権利の上に敷地利用権が設定され、かつ、当該権利に対応して、再生後マンションの区分所有権及び敷地利用権を与えられない者

権利者		隣接施行敷地					
氏名又は名称	住所	所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容（地積及び権利の割合）	イ又はロの別	失う権利の価額又は敷地利用権設定による減価額
法第58条第１項第19号							

法第75条第１項の補償金（利息相当額を含む。）の支払期日及び支払方法

（五）施行底地権を有する者で、当該権利に対応して、再生後マンションの区分所有権又は敷地利用権を与えられることとなるものに関する事項（法第58条第１項第８号、第９号、第10号、第26号）、法第58条第１項第９号に掲げる権利について担保権等の登記に係る権利を有する者に関する事項（法第58条第１項第11号、第12号）

権利者	
区分所有権又は敷地利用権を与えられることとなる者	
氏名又は名称	住所
法第58条第１項第８号	

権利変換期日前の権利の状況									
施行底地権						再生前マンションの施行底地権についての担保権等の登記に係る権利			
								権利を有する者	
所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容（地積及び権利の割合）	価額（A）		権利の種類	権利の内容	氏名又は名称	住所
法第58条第１項第９号、第26号						法第58条第１項第11号			

（参考）清算金予定額		
区分所有権に関する清算金予定額（B）	敷地利用権に関する清算金予定額（C−A）	合計額

※プラスの場合は施行者が徴収、マイナスの場合は施行者が交付

権利変換期日後又は法第81条の建築工事等の完了の公告の日後の権利の状況																	
再生後マンションの区分所有権						再生後マンションの敷地利用権					価額の合計額（B+C）	再生後マンションの区分所有権又は敷地利用権についての担保権等の登記に係る権利					
		権利の内容			価額（B）									権利を有する者			
所在	権利の種類	専有部分（家屋番号、建物番号、種類及び床面積）	共用部分の共有持分	団地共用部分の共有持分		所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容（地積及び権利の割合）	価額（C）		権利の種類	権利の内容	氏名又は名称	住所	担保権等の登記に係る権利について必要な定め
法第58条第１項第10号、第26号												法第58条第１項第12号				